○国税庁告示第十四号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十三年国税庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月二十二日

国税庁長官　佐川　宣寿

次の表により、改正前欄に掲げる傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる傍線を付した部分のように改める。

改正後	
事務所	所在地
（略）	（略）
一関税務署	岩手県一関市城内三番二号
（略）	（略）
京橋税務署	千代田区大手町一丁目三番三号
（略）	（略）
世田谷税務署	東京都世田谷区若林四丁目二十二番十三号
（略）	（略）
門司税務署	福岡県北九州市門司区西海岸一丁目三番十号
（略）	（略）

改正前	
事務所	所在地
（略）	（略）
一関税務署	岩手県一関市田村町七番十七号
（略）	（略）
京橋税務署	中央区新富二丁目六番一号
（略）	（略）
世田谷税務署	東京都世田谷区用賀四丁目十番一号
（略）	（略）
門司税務署	福岡県北九州市門司区清滝三丁目五番三十号
（略）	（略）

○文部科学省厚生労働省告示第六号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十一号）の施行に伴い、及び租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき、租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項（平成二十五年文部科学省厚生労働省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月二十二日

文部科学大臣　林　芳正

厚生労働大臣　加藤　勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一　保育に従事する者の数及び資格	第一　保育に従事する者の数及び資格
一　（略）	一　（略）
二　保育に従事する者のうち、その総数のおおむね三分の一（保育に従事する者が二人以下の場合にあっては、一人）以上に相当する数の者が、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は看護師の資格を有する者（少人数の乳幼児を保育する施設等にあっては、幼稚園教諭免許状を有する者又は都道府県等が実施する研修の受講者等で、都道府県知事が当該施設の保育の実態を勘案して保育士に準じた専門性や経験を有していると認めた場合のこれらの者を含む。）であること。	二　保育に従事する者のうち、その総数のおおむね三分の一（保育に従事する者が二人以下の場合にあっては、一人）以上に相当する数の者が、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は看護師の資格を有する者（少人数の乳幼児を保育する施設等にあっては、幼稚園教諭免許状を有する者又は都道府県等が実施する研修の受講者等で、都道府県知事が当該施設の保育の実態を勘案して保育士に準じた専門性や経験を有していると認めた場合のこれらの者を含む。）であること。
三・四　（略）	三・四　（略）

○厚生労働省告示第二百九十九号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十一号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の六第二項及び第二十九条の三第一項の規定に基づき、平成二十七年厚生労働省告示第二百三十三号（租税特別措置法第十三条の二第一項各号及び第四十六条の二第一項各号の規定の適用を受ける建物、建物附属設備、車両及び運搬具並びに器具及び備品を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月二十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　事業所内保育施設（次に掲げる基準を満たす保育施設をいう。）	一　事業所内保育施設（次に掲げる基準を満たす保育施設をいう。）
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
ニ　次に掲げる保育施設の収容定員に応じ、それぞれ次に定める基準を満たすこと。なお、次に定める基準における保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保育施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。(イ)及び(ロ)において同じ。）の数の算定に当たっては、当該保育施設に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。	ニ　次に掲げる保育施設の収容定員に応じ、それぞれ次に定める基準を満たすこと。なお、次に定める基準における保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある保育施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。(イ)及び(ロ)において同じ。）の数の算定に当たっては、当該保育施設に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。
(イ)・(ロ)　（略）	(イ)・(ロ)　（略）
ホ・ヘ　（略）	ホ・ヘ　（略）
二～十三　（略）	二～十三　（略）